

## 太田市新田まつり実行委員会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新田まつりを通して市民に安らぎ及び潤いを与え、かつ、地域の活性化に努めることを目的に新田まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する新田まつり事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対し予算の範囲内で太田市新田まつり実行委員会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業に要する経費のうち、準備費、設備費、イベント費及び事務費とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

### (書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた実行委員会は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

### (その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### (この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付を受けた実行委員会については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

### (平成23年度における補助金の額に関する経過措置)

3 平成23年度における補助金の額についての第3条第1項の規定の適用については、同項中「対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「市長が定める額」とする。

### (平成29年度における補助金の額に関する経過措置)

4 平成29年度における補助金の額についての第3条第1項の規定の適用については、同項中「対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「市長が定める額」とする。

（平成30年度における補助金の額）

5 平成30年度における補助金の額についての第3条の規定の適用については、同条中「対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「市長が定める額」とする。

（令和元年度における補助金の額）

6 令和元年度における補助金の額についての第3条の規定の適用については、同条中「対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「市長が定める額」とする。

（令和2年度における補助金の額）

7 令和2年度における補助金の額についての第3条の規定の適用については、同条中「対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「市長が定める額」とする。

（令和3年度における補助金の額）

8 令和3年度における補助金の額についての第3条の規定の適用については、同条中「対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「市長が定める額」とする。

（令和4年度における補助金の額）

9 令和4年度における補助金の額についての第3条の規定の適用については、同条中「対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「市長が定める額」とする。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行し、改正後の太田市新田まつり実行委員会補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行し、改正後の太田市新田まつり実行委員会補助金交付要綱の規定は平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、改正後の太田市新田まつり実行委員会補助金交付要綱の規定は同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。